

# STATUTES (AIDA 規則)

AIDA International-Version 2006

AIDA Japan-Version 2006

## 1. 名称、本部、法的形式

### 1.1

AIDA International - Association Internationale pour le Développement de l'Apnée a federation (association) は、スイスのCivil Code 60ff 条として、1999年12月11日にパリにおいて設立された。

### 1.2

AIDA Internationalは本部をスイスのローザンヌに置く。

### 1.3

AIDA Internationalの1年度は、1月1日から始まり、12月31日迄とする。

### 1.4

AIDA Internationalの決定は、会長、副会長、理事会のメンバーの合意によりなる。(11.1項より)

## 2. 目標

### 2.1

AIDA International は、以下の目標がある。

- ・すべての国でフリーダイビングを発展させること。
- ・国際的な会議と競技会を開催すること。
- ・教育、競技、記録に関する規則を標準化すること。
- ・国境を越えた会員間のコミュニケーションの場を提供すること。
- ・様々な存在する教育方法を相互に交換し発展させること。
- ・様々なフリーダイビングの記録や業績を認定、登録すること。

### 2.2

AIDA International は、上記の目標を達成するために必要な措置を行う。

### 2.3

AIDA International は他の国際機関とも提携する場合がある。

## 2.4

AIDA Intenational は非営利組織である。

## 3. 会員

### 3.1

AIDA Intenational は以下の区分のメンバーから成る。

- ・理事
- ・会員
- ・名誉会員

## 4. 理事

### 4.1

理事については、11.1 項において記述する。

### 4.2

理事には、投票権がある。

## 5. 会員

### 5.1 定義

AIDA Intenational の会員とは、国の代表の複数名により構成される。

### 5.2 入会

AIDA Intenational の会員になりたい国の組織は、申込書を理事会へ提出しなければならない。申込書にはその国の団体の規則と会員名簿を同封しなければならない。規則には団体のすべての機能について民主的な選挙が行われることを明確に述べていなければならない。理事会は他のメンバーと協議の上に新しい会員の入会を決める。

### 5.3 AIDA 各国

国内にいくつかの系列団体を持っている国に関しては、その国の理事会や系列団体の代表者の集まりが、メンバー数と各団体の活動を考慮に入れて、AIDA National となる団体を毎年任命する。各団体は毎年 12 月 1 日迄に、活動報告をその国の理事会や系列団体の代表者の集まりに対して提出する。AIDA National だけが、その国の代表である。それができない場合は、その国のコン

サルタントが代表となる。代表には投票権がある(1カ国1票とする)。

#### 5.4 脱退

脱退を、その年の12月31日に有効とするためには、12月1日までに、理事会に届出なければならない。年度途中で脱退する際も会費はそのまま支払わなければならない。

#### 5.5 排除

会員の行為やマナーがAIDA Internationalを侵害したり、AIDA規則や内部規則を破ったりする者に対して、投票兼を持つ各国代表の2/3の議決で、会員の排除を宣告する事がある。

排除の際、支払い済みの会費の返還はしない。

#### 5.6 会費

総会によって、会費は年100ユーロと決められた。その年の3月31日までに支払わなければならない。

### 6. 名誉会員

#### 6.1 定義

理事会の提案と、総会による承認の下、一般の人を名誉会員とすることがある。名誉会員は会費が免除される。また、総会に出席することはできるが、発言権は無い。

### 7. 資産

AIDA Internationalには、以下の資産がある。

- ・年会費
- ・寄付、遺産、他
- ・AIDA Internationalの活動で生み出した利益

### 8. 責任

#### 8.1

全ての会員は個人的に債務を負うことは無い。AIDA Internationalの債務は資産の範囲内でのみ保証する。各会員は自己責任の下でAIDA Internationalの活動に参加する。

### 9. 運営機関

#### 9.1

AIDA International の運営機関は、以下のとおりである。

- a) 総会
- b) 理事会
- d) 監査役

## 10. 総会

### 10.1

総会は AIDA International において最高の権威を持つ。総会は各国の代表からなる会員(1国に1票の投票権がある)によって構成される。

総会は法律と現在の AIDA 規則で認められた以下の権限を有する。

- ・理事の選出
- ・監査役の選出
- ・活動報告の承認
- ・会計報告の承認と発表
- ・管理体制の承認と発表
- ・年会費の設定
- ・予算決議
- ・名誉会員の任命
- ・排除会員の宣告
- ・AIDA 規則の修正
- ・提示された疑問点に対する示唆
- ・AIDA International の解散決議

### 10.2

法律や現在の AIDA 規則に反するような例外に対する場合を除いて、総会は定期的に行われ、多数決によって議決する。但し、議題に記載されなかった事項については議決することができない。

### 10.3

通常総会は理事会によって招集される。総会の招集の通知は、開催予定日の 10 日以上前に各国の代表に通知される。その際には会議の議題を提示しなければならない。

#### 10.3.1

AIDA International の解散を除いて、全ての決議はメール(メディアは問わない)で行われる。

### 10.3.2

同時に、すべての投票権のある会員(各国の代表)に内容を通知しなければならない。

### 10.3.3

多数決によって決定した事項は、確認のため10日以内に書簡によって公表されなければならない。

### 10.4

特別総会を理事会または会長または投票権を持つ会員の 1/5 以上の要求で、招集することができる。

### 10.5

非常時は、総会をメール(メディアは問わない)による通知から、48 時間以内に召集することができる。

### 10.6

通常および特別の総会に関わらず、会員(各国の代表)と理事会における投票権を持つメンバーだけが、総会において投票することができる。

何らかの障害があった時、会員は、代表権の委譲を宣言した署名文書を会長に送ったならば、他国の代表を代理とすることができる。

### 10.7

選挙、推薦、投票は挙手によってなされる。会長または現会員の 1/10 以上の要求があれば、無記名投票も行う。

## 11. 理事会

### 11.1

理事会には、AIDA International を管理し、運営を行っていく責任がある。理事会は以下のメンバーにより構成される。

- ・会長
- ・副会長(ヨーロッパ)
- ・副会長(北米)
- ・副会長(南米)
- ・副会長(アジア)
- ・副会長(アフリカ)

- ・副会長(オセアニア / 太平洋)
- ・技術担当
- ・競技担当
- ・教育・トレーニング担当
- ・書記
- ・会計

## 12. 委員会

### 12.1

理事会が必要と認めた場合、AIDA International の円滑な活動を確実なものとするため、1年単位で委員会を任命する場合がある。細かい職務の一覧と予算については都度作成する事とする。

## 13. 監査役

### 13.1

毎年、総会で2人の監査役と次期候補を選出する。

### 13.2

各監査役は2年間の任期の後、次期候補と交代する。

### 13.3

各監査役は会計帳簿を検査し報告書をまとめて、AIDA International の総会で報告する。

## 14. 規則の変更

### 14.1

AIDA の規則は投票権を持つ会員 2/3 以上からなる総会で、2/3 以上の多数決により変更される場合がある。

## 15. 協会の解散

### 15.1

AIDA International の解散は投票権を持つ会員 2/3 以上からなる特別総会で、2/3 以上の多数決により決定される。

## 15.2

AIDA International の解散は、手紙等の通信による投票では決定できない。

## 15.3

解散の際、AIDA International の資産は、公共団体または同じ目標を持っている自然人に託される。

## 16. 定足数

### 16.1

14.1 項、15.1 項の召集で総会開催のための定足数に満たない場合は、2 度目の総会が召集される。その場合は、投票権を持つ会員 2/3 以上の出席が必要ということは考慮しない。

## 17. 最終承認

本規則は、1999 年 12 月 11 日にパリで作成された。その後、2002 年 2 月 23 日、2003 年 11 月 24 日、2005 年 11 月 26 日に特別総会で改正された。

本規則は直ちに施行される。

会長	Bill Stromberg
副会長(ヨーロッパ)	Panos Lianos
副会長(北米)	Grant Gaves
副会長(南米)	Gabriela Contreras
副会長(アジア)	Junko Kitahama
副会長(アフリカ)	Yehia Safwat
副会長(オセアニア / 太平洋)	Erez Beatus
技術担当	Cedric Palerme
競技担当	Pim Vermeulen
教育・トレーニング担当	Samantha Kirby
書記	Susan Kluytmans
会計	Sebastien Nagel